

本号で公布された条例のあらまし

◇香川県予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を定める条例（平成24年香川県条例第46号）

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）の一部が改正され、予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人に、県等が資本金、基本金その他これらに準ずるもの4分の1以上2分の1未満を出資し、又は県がその者のためにその資本金、基本金その他これらに準ずるもの4分の1に相当する額以上2分の1に相当する額未満の額の債務を負担している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社のうち条例で定めるものが追加されたことに伴い、これらの法人を定めるため、この条例を制定することとした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇食品衛生法に基づく公衆衛生上必要な基準に関する条例の一部を改正する条例（平成24年香川県条例第47号）

- 1 食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正により生食用食肉の加工基準等が定められたことに伴い、生食用食肉の加工又は調理を行う施設の基準を定めるため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成24年10月1日から施行することとした。

◇香川県屋外広告物条例の一部を改正する条例（平成24年香川県条例第48号）

- 1 近年の景観に対する関心の高まりに鑑み、周辺環境に配慮した屋外広告物の表示等を促し、良好な景観の形成を促進するために、現在、禁止区域及び許可地域に係る規制の適用除外とされている自家用広告物について、一定の規制を導入する等のため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成25年4月1日から施行することとした。

◇警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（平成24年香川県条例第49号）

- 1 東日本大震災に係る業務に従事した場合に国家公務員に支給される特殊勤務手当の支給額等が見直されたことに伴い、県の警察職員に支給する特殊勤務手当について国家公務員との均衡を図るため、及び暴力団等から危害を受けるおそれがある者の保護に必要な警戒の業務に従事した場合に特殊勤務手当を支給するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県中心市街地における県税の特別措置条例を廃止する条例（平成24年香川県条例第50号）

- 1 香川県中心市街地における県税の特別措置条例については、国の減収補填措置の対象となる中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）に基づく認定基本計画の公表日の期限が経過し、この条例による不動産取得税の不均一課税の対象となる施設の取得が今後見込めなくなったため、廃止することとした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県中小企業振興条例（平成24年香川県条例第51号）

- 1 中小企業の振興に関する基本理念や施策の基本方針を定めるとともに、県の責務、中小企業者の努力等を明らかにすることにより、中小企業の振興に関す

る施策を総合的に推進し、社会全体で中小企業の振興に取り組むため、この条例を制定することとした。

2 公布の日から施行することとした。